

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案

( 第 4 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



## 第5回廿日市市議会議案目次

報告第19号	専決処分事項の報告について	1
議案第85号	廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例	3
議案第86号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例	33
議案第91号	工事請負契約の締結について	37
議案第92号	工事請負契約の締結について	39
議案第93号	工事請負契約の締結について	41
議案第94号	公の施設の指定管理者の指定について	43
議案第95号	公の施設の指定管理者の指定について	45
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について	47
議案第97号	公の施設の指定管理者の指定について	49
議案第98号	公の施設の指定管理者の指定について	51
議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について	53
議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について	55
議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について	57
議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について	59
議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について	61
議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について	63
議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について	65
議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について	67
議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について	69
議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について	71
議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について	75
議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について	77
議案第111号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	81
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	83



報告第19号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月3日

廿日市市長 眞野 勝 弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成24年議案第85号により議決を得た市営金剛寺住宅新築工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 228,571,560円」を「3 請負金額 227,036,250円」に改める。

2 専決処分年月日 平成25年11月7日

(参考事項)

平成24年議案第85号により議決を得た市営金剛寺住宅新築工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

議案第 85 号

廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 25 年 12 月 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例

(廿日市市手数料条例の一部改正)

第1条 廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5号中

<p>長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定</p>	<p>ア 耐震性の基準に係る審査手数料の額に耐震性以外の基準に係る審査手数料の額を加えた額 （登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書等又はそれらの写しを添付した場合で市長が定める基準を満たすときは、当該手数料の額の2分の1の範囲内で市長が定める額）</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第9条の規定による譲受人を決定したことのみによる計画の変更の場合には、手数料を徴収しない。</p>
----------------------------------	---	---

		イ 長期優良住宅建築等計画 (計画の変更を含む。)が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、アの額 に、建築基準関係規定に係る審査の手数料及び構造計算適合性判定を要するものについては構造計算適合性判定に係る審査の手数料の額を加えた額	
耐震性の基準に係る審査 申請建築物の種類			ア 共同住宅等に係る手数料の額は、併用住宅(住戸数が1のものに限る。)を除き、1棟の延べ面積に応じた区
戸建て住宅	1件	1万6,000円	

共同住宅等			
併用住宅 (住戸数が 1のもの に限る。)	1件	1万6,000円	<p>分により算定する。</p> <p>イ 1棟の建築物がエキ スパンションジョイン トその他相互に応力を 伝えない構造方法のみ で接する複数の部分を 有する場合にあって は、手数料の額は、住 戸を有する部分ごと に床面積の合計面積に 応じた区分により算定 する。</p> <p>ウ 長期優良住宅建築等 計画（計画の変更を含 む。）の認定を受けた 住戸を有する棟に係る 審査については、手 数を徴収しない。</p> <p>エ 認定を受けた長期優 良住宅建築等計画を 変更する場合の手 数を額は、2分の1の 額とする。この場 合において、戸建 て住宅及び併用 住宅（住戸数が1 のものに限る。） 以外の共同住宅 等の手数料の額 は、変更に係る部 分</p>
500平方メ ートル以内	1件	3万6,000円	
500平方メ ートル超 1,000平方 メートル以 内	1件	5万9,000円	
1,000平方 メートル超 3,000平方 メートル以 内	1件	12万4,000円	
3,000平方 メートル超 5,000平方 メートル以 内	1件	23万1,000円	
5,000平方 メートル超 10,000平方 メートル以 内	1件	45万8,000円	
10,000平方	1件	85万1,000円	

	メートル超 20,000平方 メートル以 内			の床面積の合計面積に 応じた区分により算定 した手数料の額の2分 の1の額とする。
	20,000平方 メートル超 30,000平方 メートル以 内	1件	126万8,000円	
	30,000平方 メートル超	1件	156万3,000円	
耐震性以外の基準 に係る審査 申請建築物の種 類				ア 共同住宅等に係る手 数料の額は、申請住戸 数により算定する。 イ 認定を受けた長期優 良住宅建築等計画を変 更する場合の手数料の 額は、2分の1の額と する。
	戸建て住宅	1件	2万9,000円	
	共同住宅等			
	10戸以下	1件	2万9,000円に申 請住戸数から1 を減じた数に 9,100円を乗じ て得た額を加え た額	
	11戸以上 100戸以下	1件	11万1,000円に 申請住戸数から 10を減じた数に 5,200円を乗じ て得た額を加え	

			た額
	101戸以上 200戸以下	1件	58万円に申請住戸数から100を減じた数に4,900円を乗じて得た額を加えた額
	201戸以上 300戸以下	1件	107万円に申請住戸数から200を減じた数に4,000円を乗じて得た額を加えた額
	301戸以上	1件	147万7,000円に申請住戸数から300を減じた数に3,200円を乗じて得た額を加えた額（180万1,000円を上限とする。）
建築基準関係規定に係る審査		1件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額
構造計算適合性判定に係る審査		1件	この表の構造計算適合性判定に関する審査に掲げる手数料の額

<p>低炭素建築物新築等計画 (計画の変更を含む。) の認定</p>	<p>ア 戸建て住宅 又は共同住宅 等(共同住宅、 長屋その他の 戸建ての住宅 以外の住宅を いう。以下同 じ。)の住戸 について認定 を受けようと する場合の手 数料の額は、 住戸に係る審 査の欄に掲げ る区分に応じ て定める額</p> <p>イ 共同住宅等 の全体につい て認定を受け ようとする場 合の手数料の 額は、共同住 宅等に係る審 査の欄の総住 戸数と共用部 分に掲げる区 分に応じて定 める額を合算 した額</p>	<p>ア 1申請をもって1件 とする。</p> <p>イ 適合審査とは、法第 54条第1項各号の基 準に適合していること について登録住宅性 能評価機関(住宅の 品質確保の促進等に関 する法律(平成11年 法律第81号)第5条 第1項に規定する機関 をいう。)、指定確認 検査機関(建築基準法 (昭和25年法律第2 01号)第6条の2第 1項又は第7条の2第 1項の規定による指定 を受けた者をいう。) 又は登録建築物調査 機関(エネルギーの 使用の合理化に関す る法律(昭和54年 法律第49号)第76 条第1項に規定する 機関をいう。)によ る審査をいう。</p> <p>ウ 認定を受けた計画を 変更する場合の手数料 の額は、当該変更部分</p>
--	---	---

<p>ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>エ 工場等の全体について認</p>	<p>に係る手数料の2分の1の額とする。</p>
--	--------------------------

定を受けよう  
とする場合の  
手数料の額  
は、工場等に  
係る審査の欄  
に掲げる区分  
に応じて定め  
る額

オ 共同住宅  
等、非住宅及  
び工場等を有  
する複合建築  
物の全体につ  
いて認定を受  
けようとする  
場合の手数料  
の額は、イ、  
ウ及びエの額  
のそれぞれを  
合算した額

カ 都市の低炭  
素化の促進に  
関する法律  
(平成24年  
法律第84  
号。以下同  
じ。)第54  
条第2項の規  
定による審査

		を申し出る場合は、認定に係る手数料の額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料及び構造計算適合性判定を要するものについては構造計算適合性判定に係る審査の手数料の額を加えた額
--	--	---

を

長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定	<p>ア 耐震性の基準に係る審査手数料の額に耐震性以外の基準に係る審査手数料の額を加えた額</p> <p>イ 長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）が建築基準法第</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第9条の規定による譲受人を決定したことのみによる計画の変更の場合には、手数料を徴収しない。</p>
---------------------------	--	--

			6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、アの額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料及び構造計算適合性判定を要するものについては構造計算適合性判定に係る審査の手数料の額を加えた額	
耐震性の基準に係る審査				ア 共同住宅等に係る手数料の額は、併用住宅（住戸数が1のものに限る。）を除き、1棟の延べ面積に応じた区分により算定する。 イ 1棟の建築物がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接する複数の部分を
申請建築物の種類				
戸建て住宅	1件	1万7,000円		
共同住宅等				
併用住宅 (住戸数が1のものに限る。)	1件	1万7,000円		
500平方メ	1件	4万円		

一ト以内			<p>有する場合にあっては、手数料の額は、住戸を有する部分ごとに床面積の合計面積に応じた区分により算定する。</p> <p>ウ 長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定を受けた住戸を有する棟に係る審査については、手数料を徴収しない。</p> <p>エ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。この場合において、戸建て住宅及び併用住宅（住戸数が1のものに限る。）以外の共同住宅等の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。</p>
500平方メートル超 1,000平方メートル以内	1件	6万5,000円	
1,000平方メートル超 3,000平方メートル以内	1件	13万7,000円	
3,000平方メートル超 5,000平方メートル以内	1件	25万5,000円	
5,000平方メートル超 10,000平方メートル以内	1件	50万6,000円	
10,000平方メートル超 20,000平方メートル以内	1件	94万円	
20,000平方メートル超 30,000平方	1件	140万1,000円	

	メートル以 内			
	30,000平方 メートル超	1件	172万6,000円	
耐震性以外の基準 に係る審査 申請建築物の種 類				ア 共同住宅等に係る手 数料の額は、申請住戸 数により算定する。 イ 認定を受けた長期優 良住宅建築等計画を変 更する場合の手数料の 額は、2分の1の額と する。
	戸建て住宅	1件	3万2,000円	
	共同住宅等			
	10戸以下	1件	3万2,000円に申 請住戸数から1 減じた数に1万 円を乗じて得た 額を加えた額	
	11戸以上 100戸以下	1件	12万2,000円に 申請住戸数から 10を減じた額に 5,700円を乗じ て得た額を加え た額	
	101戸以上 200戸以下	1件	64万円に申請住 戸数から100を 減じた数に 5,400円を乗じ て得た額を加え た額	
	201戸以上 300戸以下	1件	118万1,000円 に申請住戸数	

			から200を減じた数に4,500円を乗じて得た額を加えた額	
	301戸以上	1件	163万1,000円に申請住戸数から300を減じた数に3,500円を乗じて得た額を加えた額 (198万8,000円を上限とする。)	
適合審査を受けた 場合の審査 申請建築物の種類				ア 適合審査とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）の基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関（住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）が行う審査をいう。 イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変
戸建て住宅	1件	6,600円		
共同住宅等				
10戸以下	1件	6,600円に申請住戸数から1を減じた数に1,800円を乗じて得た額を加えた額		
11戸以上 100戸以下	1件	2万3,000円に申請住戸数から10を減じた数に900円を乗		

		じて得た額を加えた額	更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
	101戸以上 200戸以下	1件 10万9,000円に申請住戸数から100を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	
	201戸以上 300戸以下	1件 18万円に申請住戸数から200を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額	
	301戸以上	1件 22万3,000円に申請住戸数から300を減じた数に100円を乗じて得た額を加えた額（23万8,000円を上限とする。）	
建築基準関係規定に係る審査	1件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額	
構造計算適合性判定	1件	この表の構造	

に係る審査	計算適合性判定に関する審査に掲げる手数料の額	
低炭素建築物新築等計画 (計画の変更を含む。) の認定	ア 戸建て住宅 又は共同住宅 等(共同住宅、 長屋その他の 戸建ての住宅 以外の住宅を いう。以下同 じ。)の住戸 について認定 を受けようと する場合の手 数料の額は、 住戸に係る審 査の欄に掲げ る区分に応じ て定める額 イ 共同住宅等 の全体につい て認定を受け ようとする場 合の手数料の 額は、共同住 宅等に係る審 査の欄の総住 戸数と共用部	ア 1申請をもって1件 とする。 イ 適合審査とは、都市 の低炭素化の促進に関 する法律第54条第1 項各号の基準に適合し ていることについて、 登録住宅性能評価機 関、指定確認検査機関 (建築基準法第6条の 2第1項又は第7条の 2第1項の規定による 指定を受けた者をい う。)又は登録建築 物調査機関(エネル ギーの使用の合理化に 関する法律(昭和54 年法律第49号)第7 条第1項に規定す る機関をいう。)が 行う審査をいう。 ウ 認定を受けた計画を 変更する場合の手数料 の額は、当該変更部分 に係る手数料の2分の

	<p>分に掲げる区分に応じて定める額を合算した額</p> <p>ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分</p>	<p>1の額とする。</p>
--	--	----------------

に応じて定め  
る額

エ 工場等の全  
体について認  
定を受けよう  
とする場合の  
手数料の額  
は、工場等に  
係る審査の欄  
に掲げる区分  
に応じて定め  
る額

オ 共同住宅  
等、非住宅及  
び工場等を有  
する複合建築  
物の全体につ  
いて認定を受  
けようとする  
場合の手数料  
の額は、イ、  
ウ及びエの額  
のそれぞれを  
合算した額

カ 都市の低炭  
素化の促進に  
関する法律  
(平成24年  
法律第84

		号) 第54条 第2項の規定 による審査を 申し出る場合 は、認定に係 る手数料の額 に、建築基準 関係規定に係 る審査の手数 料及び構造 計算適合性判 定を要するも のについては 構造計算適合 性判定に係る 審査の手数料 の額を加えた 額
--	--	---

に改める。

(廿日市市公民館条例の一部改正)

第2条 廿日市市公民館条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第1の14の表中

「

1,360円	1,590円	2,020円	2,970円	3,610円	4,990円	を
--------	--------	--------	--------	--------	--------	---

」

「

1,610円	1,840円	2,070円	3,680円	3,910円	5,750円	に改め、
--------	--------	--------	--------	--------	--------	------

」

同表の16の表中

「

3,940円	4,510円	5,070円	8,500円	8,500円	12,730円
--------	--------	--------	--------	--------	---------

を

」

「

4,030円	4,610円	5,180円	9,220円	9,800円	14,410円
--------	--------	--------	--------	--------	---------

に改める。

」

(廿日市市宮島棧橋旅客ターミナル条例の一部改正)

第3条 廿日市市宮島棧橋旅客ターミナル条例(平成17年条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例の一部改正)

第4条 廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例(昭和54年条例第23号)の一部を次のように改正する。

「

別表中

3,500円から 7,500円まで
4,410円から 9,450円まで

を

」

「

3,710円から 7,950円まで
5,600円から 12,000円まで

に改める。

」

(廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部改正)

第5条 廿日市市火葬場設置及び管理条例(昭和42年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中	10,000円	を	13,800円	に、
	7,500円		10,100円	
	4,000円		6,000円	

8,000円	を	11,000円	に、
--------	---	---------	----

38,500円	を	40,500円	に改める。
19,000円		25,800円	

(廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部改正)

第6条 廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項の表及び第25条の表中「105円」を「150円」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

(し尿処理手数料)

第25条の2 市長は、し尿の収集、運搬及び処分を行うときは、次の表に掲げるし尿処理手数料を徴収する。

区分	単位	金額
公共下水道処理区域外の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	162円
公共下水道処理区域内の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	216円
仮設便所から排出されるもの	1.0リットルまでごとに	216円

備考 この表において「公共下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域で、同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年を経過した区域をいう。

2 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前項のし尿処理手数料を減免することができる。

（廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「平成26年3月31日までの間」に改める。

（廿日市市道路占用料徴収条例の一部改正）

第8条 廿日市市道路占用料徴収条例（昭和63年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.05」を「1.08」に改める。

（廿日市市公園条例の一部改正）

第9条 廿日市市公園条例（昭和63年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表を次のように改める。

1 公園施設を設置して土地を使用する場合の使用料

使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額。ただし、使用期間が1月に満たないとき、又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、市長が定める額に100分の108を乗じて得た額
-------	--

別表第1第2号の表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(廿日市市行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第10条 廿日市市行政財産の使用料に関する条例(昭和63年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1(その他の場合)の表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第2(建物敷地、物置場等として使用する場合)の表を次のように改める。

(建物敷地、物置場等として使用する場合)

使用料月額	使用する土地の価格(近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。)に1,000分の3.3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額。ただし、使用期間が1月に満たないとき、又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、市長が定める額に100分の108を乗じて得た額
-------	--

(廿日市市下水道条例の一部改正)

第11条 廿日市市下水道条例(平成4年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項の表中

「

1,050 円
---------

」を「

1,080 円
---------

」に、

141 円 75 銭		145 円 80 銭	
162 円 75 銭		167 円 40 銭	
183 円 75 銭		189 円	
204 円 75 銭	を	210 円 60 銭	に改める。
215 円 25 銭		221 円 40 銭	
220 円 50 銭		226 円 80 銭	
225 円 75 銭		232 円 20 銭	

(廿日市市小規模下水道条例の一部改正)

第 1 2 条 廿日市市小規模下水道条例（昭和 5 2 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中	1,050 円	を	1,080 円	に、
---------	---------	---	---------	----

141 円 75 銭		145 円 80 銭	
162 円 75 銭		167 円 40 銭	
183 円 75 銭		189 円	
204 円 75 銭	を	210 円 60 銭	に改める。
215 円 25 銭		221 円 40 銭	
220 円 50 銭		226 円 80 銭	

225 円 75 銭

232 円 20 銭

(廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正)

第 13 条 廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例 (平成 17 年条例第 1 号) を次のように改正する。

第 19 条第 2 項の表中

「

1,050 円
---------

」を「

1,080 円
---------

」に、

「

141 円 75 銭
162 円 75 銭
183 円 75 銭
204 円 75 銭
215 円 25 銭
220 円 50 銭
225 円 75 銭

」を「

145 円 80 銭
167 円 40 銭
189 円
210 円 60 銭
221 円 40 銭
226 円 80 銭
232 円 20 銭

」に改める。

(廿日市市立学校施設使用条例の一部改正)

第 14 条 廿日市市立学校施設使用条例 (昭和 50 年条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

「

別表中

を

1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
730円	400円	
1,460円	400円	
730円	400円	
730円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
1,460円	400円	
730円	400円	
1,460円	400円	580円
1,460円	400円	290円
1,460円	400円	580円
1,460円	400円	580円
1,460円	400円	580円
1,460円	400円	580円
730円	400円	290円
1,460円	400円	290円

1,460円	400円	
--------	------	--

「

770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
380円	400円	
770円	400円	
380円	400円	
380円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
770円	400円	
380円	400円	
770円	400円	290円
770円	400円	140円
770円	400円	290円
770円	400円	290円
770円	400円	290円
770円	400円	290円

に改める。

380円	400円	140円
770円	400円	140円
770円	400円	

」

(廿日市市大野体育館等設置及び管理条例の一部改正)

第15条 廿日市市大野体育館等設置及び管理条例(平成17年条例第98号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表中表の部分を次のように改める。

使用時間 区分	3時間以内	9時から 17時まで	9時から 21時30分 まで	13時から 21時30分 まで
主競技場	3,120円	8,320円	13,010円	8,840円
第2競技場	800円	2,140円	3,350円	2,280円
柔道場	480円	1,280円	2,000円	1,360円
格技場	480円	1,280円	2,000円	1,360円
会議室1	240円	640円	1,000円	680円
会議室2	330円	880円	1,380円	940円
会議室3	150円	400円	620円	420円

(廿日市市上水道事業給水条例の一部改正)

第16条 廿日市市上水道事業給水条例(昭和42年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第25条、第33条第1項及び第33条の2第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条中廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第24条第1項の表及び第25条の表の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廿日市市公民館条例別表第1、廿日市市火葬

場設置及び管理条例別表、廿日市市立学校施設使用条例別表、廿日市市大野体育館等設置及び管理条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施設等の使用の許可を受ける者に係る使用料について適用し、施行日前に当該許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の廿日市市下水道条例、廿日市市小規模下水道条例、廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例及び廿日市市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道、小規模下水道、農業集落排水処理施設、水道又はメーターの使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料又は料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料又は料金（施行日以後初めて使用料又は料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である公共下水道、小規模下水道、農業集落排水処理施設、水道又はメーターの使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後始めて支払を受ける権利が確定される使用料又は料金を前回確定日（その直前の使用料又は料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて使用料又は料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(提案理由)

受益者負担の適正化を図る目的で、使用料等の見直しを行うとともに、消費税法等の一部が改正され、消費税等の税率が引き上げられることに伴い、使用料等の額を改定するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 86 号

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 25 年 12 月 3 日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する  
条例

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第6号まで」の次に「（第5号の規定に該当する者にあつては、前項第2号、第3号、第5号及び第6号）」を加え、同項第5号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同条第3項中「被災者等」の次に「又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者」を加え、「同項第3号」を「第1項第3号及び第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項第5号の改正規定は、平成26年1月3日から施行する。

(提案理由)

原子力災害による被害からの復興を支援し、及び市営住宅の提供による災害復興支援が暴力団への利益供与とならないようにし、並びに配偶者からの暴力の被害者等を支援することを目的として、公営住宅の入居者資格に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。



議案第91号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり地御前1号幹線築造工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 地御前1号幹線築造工事
- 2 工事場所 廿日市市阿品一丁目及び阿品三丁目地内
- 3 請負金額 178,956,000円
- 4 請負者 廿日市市桜尾二丁目8番3号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 川本定則

(提案理由)

地御前1号幹線築造工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第92号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり宮島栈橋旅客ターミナル耐震改修工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 宮島栈橋旅客ターミナル耐震改修工事
- 2 工事場所 廿日市市宮島町1162番地18
- 3 請負金額 226,584,000円
- 4 請負者 広島市中区上八丁堀4番1

五洋建設株式会社中国支店

常務執行役員支店長 長 富 理

(提案理由)

宮島栈橋旅客ターミナル耐震改修工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第93号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり大野浄化センター汚泥処理機械設備工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 大野浄化センター汚泥処理機械設備工事
- 2 工事場所 廿日市市沖塩屋四丁目4番100号
- 3 請負金額 226,800,000円
- 4 請負者 広島市南区稻荷町4番1号

住友重機械エンバイロメント株式会社  
上下水プラント統括部広島営業所  
所長 加島喜裕

(提案理由)

大野浄化センター汚泥処理機械設備工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第94号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市産業交流センター設置及び管理条例（平成14年条例第22号）第12条の規定により、次のとおり廿日市市産業交流センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 公の施設の名称  
廿日市市産業交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
廿日市市本町5番1号  
廿日市商工会議所  
会頭 細川 匡
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から  
平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市産業交流センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 95 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮島商工会館設置及び管理条例（平成17年条例第51号）第12条の規定により、次のとおり廿日市市宮島商工会館の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 公の施設の名称  
廿日市市宮島商工会館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
廿日市市宮島町527番地1  
宮島町商工会  
会長 梅林保雄
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から  
平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市宮島商工会館の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第96号

公の施設の指定管理者の指定について

はつかいちアルカディア設置及び管理条例（平成9年条例第1号）第12条の規定により、次のとおりはつかいちアルカディア（ふれあいの森、さくらの里及びふるさと会館）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 公の施設の名称

はつかいちアルカディア（ふれあいの森、さくらの里及びふるさと会館）

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町5番1号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩田均

3 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

(提案理由)

はつかいちアルカディア（ふれあいの森及びさくらの里）の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了すること及び指定管理者不在のため休館となっているはつかいちアルカディア（ふるさと会館）を平成26年度から再開させることに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第97号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市福祉健康増進保養センター設置及び管理条例（平成15年条例第29号）第13条の規定により、次のとおり廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 公の施設の名称

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）

2 指定管理者となる団体の名称

広島市佐伯区五日市町大字皆賀329番地2

広島緑地建設株式会社

代表取締役 坂本竜二

3 指定の期間

平成26年4月1日から

平成29年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 98 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例（平成15年条例第40号）第12条の規定により、次のとおり廿日市市岩倉ファームパークの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 公の施設の名称  
廿日市市岩倉ファームパーク
- 2 指定管理者となる団体の名称  
廿日市市本町5番1号  
一般社団法人 はつかいち観光協会  
代表理事 塩 田 均
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から  
平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市岩倉ファームパークの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 99 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例（平成17年条例第56号）第20条の規定により、次のとおり国民宿舎（みやじま杜の宿）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 公の施設の名称  
国民宿舎（みやじま杜の宿）
- 2 指定管理者となる団体の名称  
東京都千代田区外神田二丁目18番8号  
株式会社 共立メンテナンス  
代表取締役 佐藤 充 孝
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から  
平成31年3月31日まで

(提案理由)

国民宿舎（みやじま杜の宿）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第100号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場設置及び管理条例（平成22年条例第8号）第11条の規定により、次のとおり廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 公の施設の名称  
廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場
- 2 指定管理者となる団体の名称  
廿日市市宮浜温泉二丁目5番4号  
宮浜温泉旅館組合  
組合長 檜 谷 博 敏
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から  
平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第101号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例（昭和54年条例第23号）  
第13条の規定により、次のとおり廿日市漁船等巻揚施設の指定管理者を  
指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 公の施設の名称  
廿日市漁船等巻揚施設
- 2 指定管理者となる団体の名称  
廿日市市地御前五丁目10番8号  
地御前漁業協同組合  
代表理事 黒田勝敏
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から  
平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第102号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例（昭和54年条例第23号）  
第13条の規定により、次のとおり大野漁船等巻揚施設の指定管理者を指  
定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 公の施設の名称  
大野漁船等巻揚施設
- 2 指定管理者となる団体の名称  
廿日市市沖塩屋三丁目4番21号  
大野町漁業協同組合  
代表理事 松本清隆
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から  
平成31年3月31日まで

(提案理由)

大野漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第103号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例（昭和54年条例第23号）  
第13条の規定により、次のとおり宮島漁船等巻揚施設の指定管理者を指  
定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 公の施設の名称  
宮島漁船等巻揚施設
- 2 指定管理者となる団体の名称  
廿日市市宮島町974番地9  
宮島漁業協同組合  
代表理事 森脇賢
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から  
平成31年3月31日まで

(提案理由)

宮島漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第104号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例（平成13年条例第16号）第13条の規定により、次のとおり廿日市市総合健康福祉センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 公の施設の名称

廿日市市総合健康福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目13番1号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛭江紀雄

3 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市総合健康福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第105号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市吉和福祉センター設置及び管理条例（平成15年条例第47号）第13条の規定により、次のとおり廿日市市吉和福祉センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 公の施設の名称

廿日市市吉和福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目13番1号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛸江紀雄

3 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市吉和福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第106号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例（平成17年条例第63号）第13条の規定により、次のとおり廿日市市大野福祉保健センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 公の施設の名称  
廿日市市大野福祉保健センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
廿日市市大野1680番地3  
社会福祉法人 いもせ聚楽会  
理事長 蒲田正之
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から  
平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市大野福祉保健センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第107号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮島福祉センター設置及び管理条例（平成17年条例第64号）第13条の規定により、次のとおり廿日市市宮島福祉センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 公の施設の名称

廿日市市宮島福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目13番1号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛸江紀雄

3 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市宮島福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第108号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和58年条例第20号）第14条の規定により、次のとおり廿日市駅前自転車駐車場外12施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 公の施設の名称

廿日市駅前自転車駐車場

宮内串戸駅前自転車駐車場

大野浦自転車駐車場

山陽女子大前自転車駐車場

宮内駅前自転車駐車場

地御前駅前自転車駐車場

廿日市市役所前駅自転車駐車場

阿品駅前自転車駐車場

阿品東自転車駐車場

広電廿日市駅自転車駐車場

宮島口自転車駐車場

広電宮島口駅前自転車駐車場

前空自転車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目1番5号

公益社団法人 廿日市市シルバー人材センター

理事長 岡 崎 美彌子

3 指定の期間

平成26年4月1日から

平成29年3月31日まで

(提案理由)

廿日市駅前自転車駐車場外12施設の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。



議案第109号

公の施設の指定管理者の指定について

はつかいち文化ホール設置及び管理条例（平成8年条例第12号）第13条及びはつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例（平成8年条例第13号）第13条の規定により、次のとおりはつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 公の施設の名称

はつかいち文化ホール

はつかいち美術ギャラリー

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目11番1号

公益財団法人 廿日市市文化スポーツ振興事業団

理事長 細川 匡

3 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

(提案理由)

はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第110号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市公園条例（昭和63年条例第21号）第27条及び廿日市市サッカー場設置及び管理条例（平成18年条例第43号）第12条の規定により、次のとおり廿日市市スポーツセンター、峰高公園多目的広場、佐伯総合スポーツ公園体育館、佐伯総合スポーツ公園野球場、佐伯総合スポーツ公園陸上競技場及び佐伯総合スポーツ公園テニスコート並びに廿日市市サッカー場の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 公の施設の名称

廿日市市スポーツセンター  
峰高公園多目的広場  
佐伯総合スポーツ公園体育館  
佐伯総合スポーツ公園野球場  
佐伯総合スポーツ公園陸上競技場  
佐伯総合スポーツ公園テニスコート  
廿日市市サッカー場

2 指定管理者となる団体の名称

ポラーノグループ廿日市  
代表者 広島市中区南吉島一丁目2番37号  
特定非営利活動法人ポラーノ  
理事長 松村公市

構成員 広島市中区南吉島一丁目2番37号

株式会社ユニサス

代表取締役 松 村 公 市

構成員 広島市中区基町5番44号

三栄産業株式会社

代表取締役 米 山 民 男

### 3 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市スポーツセンター、峰高公園多目的広場、佐伯総合スポーツ公園体育館、佐伯総合スポーツ公園野球場、佐伯総合スポーツ公園陸上競技場及び佐伯総合スポーツ公園テニスコート並びに廿日市市サッカー場の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。



議案第111号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会の委員に任命することについて、市議会の同意を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 中尾好美

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員中尾好美の任期が、平成25年12月24日をもって満了するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成25年12月3日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

氏 名 石 社 京 子

(提案理由)

人権擁護委員石社京子の任期が、平成26年3月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。



